

## 障害者差別解消の推進に関する県条例の骨子案

## 1 目的

この条例は、障害を理由とする差別を解消するための基本的事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、安心して暮らしやすい共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 基本理念

全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを基本理念とする。

## 3 各主体の責務等

## (1) 県の責務

県は、障害を理由とする差別の解消に関する施策の実施等を行う。

## (2) 市町との連携

県は、市町が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策について、当該市町と連携し、及び協力する。

## (3) 県民及び事業者の役割

県民及び事業者は、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深めるとともに、県又は市町が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 4 主な取組み

## (1) 理解促進

県は、障害及び障害のある人に関する知識等の普及・啓発その他必要な事業を行うものとする。

## (2) 財政上の措置

県は、障害を理由とする差別を解消するための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (3) 相談体制

県は、障害を理由とする差別を解消するため、相談体制を整えるものとする。

## (4) 紛争解決

県は、相談を経ても障害を理由とする差別に関する事案が解決しないときは、助言、あっせんその他の当該事案の解決のために必要な措置を講ずることができる。